○東北地方整備局告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十二日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　七号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
大館市櫃崎字出川道上三二七番から同市根下戸新町一一二番一まで	一一・二〇～二五・〇〇メートル	二・七二四キロメートル

四　指定する期日　平成二十三年十二月十二日

○北陸地方整備局告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月十二日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第四百五十一号鶴来都市計画公園事業九・六・一号白山ろくテーマパーク

三　事業施行期間　自平成六年三月二日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成六年建設省告示第四百五十一号及び平成十九年北陸地方整備局告示第百二十九号の事業地に白山市上野町タ之部、西之部及びカ之部を加え、下野町へ之部において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月十二日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西北河原四九番から同町大字多賀小字南口二五番まで	前	三三・〇〇～六一・〇〇メートル	〇・四四七キロメートル
	後	三一・二〇～三七・〇〇メートル	〇・四四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月十二日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び百九十七号並びに三百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大洲市北只一七八番三から同市東大洲一七〇九番一まで	前	九・二〇～五四・〇〇メートル	五・八〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	九・二〇～五四・〇〇メートル	五・八〇〇キロメートル	
	A	二〇・二〇～九八・〇〇メートル	五・八六〇キロメートル	
	B	九・二〇～五四・〇〇メートル	五・八〇〇キロメートル	
		二〇・二〇～九八・〇〇メートル	五・八六〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

国会事項

辞令

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長に任命する

黒川　清

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員に任命する

石橋　克彦
大島　賢三
崎山比早子
櫻井　正史
田中　耕一
田中　三彦
野村　修也
蜂須賀禮子
横山　禎徳

（各通）（以上十二月八日）

衆議院

両院合同協議会委員辞任及び補欠選任通知書受領

十二月八日橋本参議院事務総長から鬼塚事務総長宛、参議院議長において次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した旨の通知書を受領した。

辞任　松井　孝治　補欠　藤原　良信
辞任　石井　浩郎　補欠　山崎　力
辞任　磯崎　仁彦　補欠　岩城　光英

会議

十二月九日（金曜日）　午後一時　本会議

参議院

議事日程

十二月九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十一号

平成二十三年十二月九日（金曜日）

午前十一時三十分開議

第一　平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百七十四回国会内閣提出、第百七十九回国会衆議院送付）

第二　平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百七十四回国会内閣提出、第百七十九回国会衆議院送付）

第三　平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百七十四回国会内閣提出、第百七十九回国会衆議院送付）

第四　平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百七十四回国会内閣提出、第百七十九回国会衆議院送付）

第五　平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書

第六　平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

第七　平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

第八　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十七回国会内閣提出、第百七十九回国会衆議院送付）

第九　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十七回国会内閣提出、第百七十九回国会衆議院送付）